

# 令和4年度 海外特許等出願支援事業費補助金 — 公 募 要 領 —

—海外特許等を出願する中小企業者に経費の一部を助成します！—  
—コーディネーターによるハンズオンサポートも受けることができます！—

浜松市では、海外の特許出願等を行う浜松市内の中小企業者等に対して、事業展開を拡大し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図る目的で、経費の一部を助成します。また、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターによる多岐に渡るサポートを受けることができます。

## 1 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者、個人事業者及びそれらで構成される共同体
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 当該年度に海外特許等出願費または国内特許等出願費に係る浜松市特許等出願費補助金の交付決定を受けていないこと

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とします。ただし、同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、または複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している場合は対象外とします。

## 2 補助対象事業

補助対象期間（令和4年4月1日から令和5年2月末日まで）の間に(1)～(3)の手続きが完了する海外特許等（特許、実用新案、意匠、商標）の出願を対象とし、補助対象年度内に事業が完了するもの。

- (1) 日本出願を基礎出願とする海外特許庁への出願又はPCT出願における指定国移行手続き（PCT出願そのものは対象外）
- (2) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願
- (3) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願

※ 基礎出願1件（関連する複数の基礎出願をまとめて、複合優先する場合を含む）につき1申請とします。分割出願等の特殊出願は補助対象外です。

※ 他の団体等から助成を受ける場合は、その金額を補助金交付額から控除します。

## 3 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
- (2) 現地代理人費用
- (3) 国内代理人費用
- (4) 翻訳費用
- (5) 外国における先行技術・意匠・商標の調査費用

※通信運搬費、各種税金、振込・送金手数料、海外渡航費及び出願審査請求費用・登録料等は補助対象外とする。

※既に出願が完了したものであっても、出願が補助対象期間内であれば年度当初に遡って経費が補助対象となります。

## 4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内 上限50万円

- ・原則として、交付決定した額が補助金の上限額になります。
- ・補助金要綱に定める上限額に達していない場合に、事業実施中や事業実施後に想定外の経費がかかったとしても補助金の増額は原則できませんので、当初の補助金申請時に、必要と見込まれる経費を漏れなく申請してください。

## 5 申請手続き等の概要

### (1) 受付

公募開始 令和4年4月15日(金)

公募締め切り

令和4年5月31日(火)午後5時 ※必着

受付時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日除く)

提出先

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

### (2) 提出書類

- ・海外特許等出願費補助金交付申請書(第18号様式)
  - ・定款の写し又は履歴全部事項証明書と会社概要が確認できるパンフレット等
  - ・直近2期分の決算書
  - ・市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
  - ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
  - ・補助対象経費の見積書等の写し
  - ・外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し
  - ・国内における先行技術・意匠等の調査結果が確認できるもの又はPCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し
  - ・共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
  - ・暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
  - ・その他市長が必要と認める書類
- ※応募書類は浜松市のHPからダウンロードできます。

### (3) 採択の決定

書面審査で採択を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。評価基準は以下の点です。

- ・出願の目的・必要性
- ・権利の活用計画
- ・海外展開等の可能性
- ・自社事業への貢献度 など

※審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

### (4) 個人情報について

申請にあたり提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取り扱いを致しますが、採択された場合は、事業者名、事業名、事業概要等を市のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行いますのでご承知おきください。

(5) 通知

採択又は不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。

海外特許等出願支援事業費補助金の流れ（令和4年度）

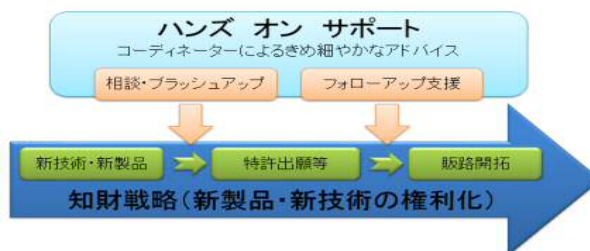


ハンズ オン サポート

～ コーディネーターによるきめ細やかなアドバイスをを行います ～

本補助金の採否にかかわらず、公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターが、中小企業者の特許出願等の取り組みに対するサポートを継続的に行います。お気軽にご相談下さい。

ハンズ オン サポートの概念図



【 補助金交付決定・交付 】

浜松市 産業振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

TEL : 053-457-2319 FAX : 053-457-2283

HP : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

E-mail : [sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

【 申請受付・お問い合わせ先 】

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

事業推進部 事業支援グループ

〒432-8036 浜松市中区東伊場二丁目 7 番 1 号 浜松商工会議所会館 8 階

TEL : 053-489-8111 FAX : 053-450-2100

HP : <https://www.hai.or.jp/>

E-mail : [search@hai.or.jp](mailto:search@hai.or.jp)

※各種申請書類は公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構にご提出ください。申請内容や事業の進捗等について公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構からヒアリングをする場合があります。補助金交付決定の通知、補助金の支払い等は浜松市が実施します。